第八十七条から第八十九条まで　削除

（石油石炭税の特例に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第九十条の四の二第二項又は第九十条の六の二第五項（これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十五年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する新国税通則法第七十四条の五第四号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第九十条の四の二第二項又は第九十条の六の二第五項の規定（以下この項において「旧法の規定」という。）において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧法の規定に規定する者に対して行った旧法の規定において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第九十条の四の二第二項又は第九十条の六の二第五項（これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十一条　第二十条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この条において「新輸徴法」という。）第二十二条第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項に規定する者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該者に対して当該調査に係る第二十条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この項において「旧輸徴法」という。）第二十二条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第三項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧輸徴法第二十二条第一項に規定する者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新輸徴法第二十二条第二項、第四項（同条第二項に係る部分に限る。）及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

3　新輸徴法第二十二条第五項及び第六項（同条第五項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第一項に規定する者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十二条　第二十一条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第五条第一項及び第三項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第一項に規定する国外送金等調書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る第二十一条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に第二十一条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条第一項に規定する国外送金等調書を提出する義務がある者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新国外送金等調書法第五条第二項、第四項（第二項に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十三条　第二十二条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（次項において「新特別措置法」という。）第十九条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行う同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る第二十二条の規定による改正前の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下この項において「旧特別措置法」という。）第十九条第一項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧特別措置法第十九条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新特別措置法第十九条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第九十四条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第二十三条第一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削る。

（国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十五条　国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同条のうち所得税法等の一部を改正する法律附則第百六十八条の次に一条を加える改正規定中「附則第百六十八条」を「附則第百四条」に改め、附則第百六十八条の二を附則第百四条の二とする。

（現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部改正）

第九十六条　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十九条第四項中「平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで」を「平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「第十九項」を「第二十一項」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第九十七条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第三項を削る。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第九十八条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除